

川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正（案）の概要について

平成30年8月
環境部 環境施設課

1 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

川越市が設置している一般廃棄物処理施設に配置しなければならない技術管理者の資格要件に、学校教育法の一部改正により平成31年4月1日より制度化される専門職大学の前期課程を修了した者を次のように追加しようとするものです。

- 1、専門職大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目の前期課程を修了した後、四年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。
- 2、専門職大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の前期課程を修了した後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

3 施行予定日

平成31年4月1日